

議案第 33 号

上越市漁港管理条例の一部改正について

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例

上越市漁港管理条例（昭和 60 年上越市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、1 年）」を「10 年」に改める。

別表第 1 の 2 の表 3 の項中「130 円」を「150 円」に、「180 円」を「220 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占有料について適用し、同日前に徴収すべき占有料については、なお従前の例による。